

# 広島文化学園短期大学学位規程

## (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9条）第13条及び広島文化学園短期大学学則第44条の規定に基づき、広島文化学園短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

## (付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

コミュニケーション学	生活総合学
食物栄養学科	栄養学
保育学科	保育学

## (学位の名称)

第3条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「広島文化学園短期大学」と付記するものとする。

## (学位授与の取消)

第4条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消すことができる。